

2011年合格目標

TAC 行政書士講座・無料公開セミナー

初挑戦者も再挑戦者も必見！

「行政書士試験に 合格する人の学習方法」

《セミナーの内容》

- 1. 行政書士試験の概要**
- 2. 効率的スケジュールリングと得点戦略**
- 3. 効率的な学習方法**

1. 行政書士試験の概要

(1) 試験要項

(2) 試験科目・出題数

① 行政書士に必要な法令等（法令科目）

60 問中 46 問 — 五肢択一式（40 問）、多肢選択式（3 問）及び記述式（3 問）

② 行政書士の業務に関連する一般知識等

60 問中 14 問 — 五肢択一式（14 問）

(3) 出題形式

① 五肢択一式（60 問中 54 問 — 1 問 4 点）

ex. 次のうち正しいものはどれか。

1 ～

2 ～

3 ～

4 ～

5 ～

② 多肢選択式（60 問中 3 問 — 1 問 8 点・部分点あり）

ex. ア～エに当てはまる語句を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。

～～ア～～～～～～～～イ～～～～ウ～～～～エ～～～～～～～～。

1	2	～	20
---	---	---	----

③ 記述式（60 問中 3 問 — 1 問 20 点・部分点あり）

ex. ～について、40 字程度で記述しなさい。

(4) 合格基準 ⇒ 300 満点中 180 点（6 割）で合格！！

【行政書士試験の概要】

これからの行政書士は、行政に関する手続の専門家・権利義務に関する私人間の契約書作成の専門家、また、司法制度改革などの変革に伴い隣接法律専門職として幅広い期待をされています。

2006年度より実施されている試験制度では、行政書士に対するこれらの幅広い期待に応えるため、また法律家としての行政書士への期待から、法令科目の出題の増大・内容の改正が行われました。具体的には、法令の知識を有するかどうかだけでなく、法令に関する理解力・思考力等の法律的な素養を身に付けているかをより一層問われる試験になりました。



試験要項（2010年度例）

試験日 → 11月第2週の日曜日に実施 ※2010年度は11月14日（日）に実施

試験時間 → 午後1時から午後4時まで

願書配布期間・受験申込受付期間 → 8月上旬～9月上旬

受験資格 → 特になし（どなたでも受験できます）

合格発表 → 2011年1月下旬

合格基準（2010年度例）

【下記の要件のいずれも満たした受験生が合格】

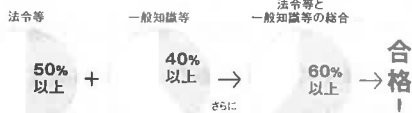
■「行政書士の業務に関し必要な法令等」科目の得点が、満点の50%以上である者
＝法令等の得点が、244点中**50%**にあたる122点以上であること

■「行政書士の業務に関連する一般知識等」科目の得点が、満点の40%以上である者
＝一般知識等の得点が、56点中**40%**にあたる24点以上であること

■試験全体の得点が、満点の60%以上である者
＝試験全体の得点が、300点中**60%**にあたる180点以上であること

POINT!

各分野ごとに必要最低点があるので、バランスの良い学習が必要となります。



(注) 合格基準については、問題の難易度を評価し、補正的措置が加わることもあります。

試験科目（2010年度例）

行政書士の業務に関し必要な法令等

出題数 46題

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法、基礎法学

行政書士の業務に関連する一般知識等

出題数 14題

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

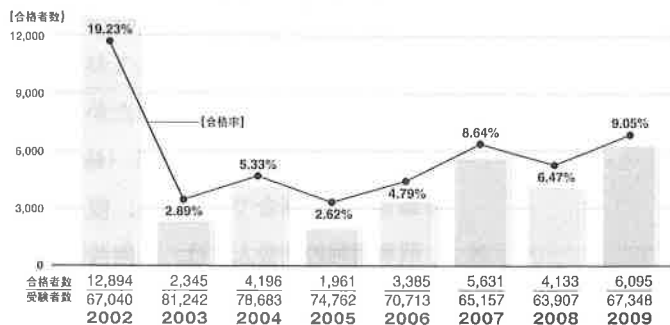
出題形式（2010年度例）

「行政書士の業務に関し必要な法令等」→ 択一式（多肢選択式を含む）及び記述式

「行政書士の業務に関連する一般知識等」→ 択一式

◎記述式は、40字程度で記述するものが出題されます。（2010年度例）

受験者数・合格者数・合格率



試験科目概要・出題数

科目		2009年度				2010年度	内容・傾向	
		択一式 (1問4点)	多肢 選択式 (1問8点)	記述式 (1問20点)	配点			計
法令等	憲法	5	1		28点	46問 [244点]	国家の基本法で、国民の自由、権利の保障、国家組織・運営について定めた法である。	
	民法	9		2	76点		一般市民同士の法律関係について広く適用される法律で、「財産法」「身分法」の分野からなる。	
	行政法	一般的法理論	5	2			112点	行政の組織・活動についての法令及び事項。
		行政手続法	3					許認可などの行政処分、行政指導、届出に関する手続きについて定めた法律。
		行政不服審査法	2					行政の処分の取消を求める不服申立等について定めた法律。
		行政事件訴訟法	3		1			行政救済法の一つで、国の不法行為に対する賠償請求等について定めた法律。
		国家賠償法	2					地方公共団体の組織、運営について定めた法律。
		地方自治法	4					商人の法律関係について適用される法律で、商人の活動、会社組織・運営について定めている。 (2007年度本試験より会社法含む)
	商法	5			20点		法律関係・法令用語の基礎知識を問われることが多い。範囲は広範となる。	
	基礎法学	2			8点		要旨・空欄補充・並び替えなどの問題が出題されている。	
文章理解	3			12点	14問 [56点]	国際問題、国内情勢、経済、財政等幅広く出題されている。		
政治・経済・社会	7			28点		インターネットに関連する内容や個人情報保護法から出題されている。		
情報通信・個人情報保護	4			16点				
計		54問 [216点]	3問 [24点]	3問 [60点]	300点	60問	60問	

試験に関するお問い合わせ

財団法人 行政書士試験研究センター

〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館1階
TEL:03-5251-5600 (試験専用) <http://gyosei-shiken.or.jp/>

2. 効率的スケジュールリングと得点戦略

(1) 行政書士本試験までの、残り時間の算出。

- ① 1週間で勉強に割くことができる時間は、週_____時間。
- ② 残り_____週 × 週_____時間 = 本試験までに残された時間

(2) 残り時間を、試験全体にしめる各科目の配点割合でかけます。

試験科目には、多く出題される部分と、そうでない部分があります。**多く出題される部分に多くの時間を割くのが一番効率的**であるといえます。もちろん、学習が進むにつれ、科目の得意不得意が出てくるでしょうし、それにあわせて、科目に強弱をつけてゆくことにもなりますが、この時間は常に念頭におきましょう。

【法令科目】(81.3% 244/300) 残り時間×約 0.82=法令の残り時間
(_____時間) × 約 0.82 = 法令の残り時間 (_____時間)

- | | | |
|---|----------------------|-------------------------------|
| { | ① 基礎法学 (2.6% 8 点) | 配点小・分量多・難易度易 |
| | (_____時間) × 約 0.03 = | 基礎法学の残り時間 (_____時間) |
| | ② 憲 法 (9.3% 28 点) | 配点中・ 分量少 ・ 難易度易 |
| | (_____時間) × 約 0.10 = | 憲法の残り時間 (_____時間) |
| | ③ 行政法 (37.3% 112 点) | 配点大 ・分量多・難易度中 |
| { | (_____時間) × 約 0.38 = | 行政法の残り時間 (_____時間) |
| | ④ 民 法 (25.3% 76 点) | 配点大 ・分量多・難易度高 |
| | (_____時間) × 約 0.24 = | 民法の残り時間 (_____時間) |
| { | ⑤ 商 法 (6.6% 20 点) | 配点小・分量多・難易度高 |
| | (_____時間) × 約 0.07 = | 商法の残り時間 (_____時間) |

【法令科目の得点戦略】

まずは、配点の高い**行政法**、**民法に重点**をおきます。つぎに、学習分量が少なく、レベルの易しい**憲法をプラスアルファ**とします。学習分量が多く、配点の低い基礎法学、商法に時間を割くことは、得点効率が低いので、講義と過去問の学習ぐらいにとどめることがよいでしょう。

【一般知識等】（18.6% 56 点） 残り時間×約 0.18＝一般知識の残り時間
（ ）時間）× 約 0.18 ＝ 一般知識の残り時間（ ）時間）

- ① 政経社会等（9.3% 28 点） 配点小・分量多・難易度高
（ ）時間）× 約 0.08 ＝ 政治等の残り時間（ ）時間）
- ② 情報公開等（5.3% 16 点） 配点小・**分量少**・難易度中
（ ）時間）× 約 0.06 ＝ 情報公開等の残り時間（ ）時間）
- ③ 文章理解（4.0% 12 点） 配点小・分量多・難易度低
（ ）時間）× 約 0.04 ＝ 文章理解の残り時間（ ）時間）

【一般知識の得点戦略】

基準点（6 問 24 点）をクリアすることが目標です。

情報通信・個人情報保護で 4 問、文章理解で 2 問の得点を目指します。
政経・社会は範囲が広く、試験全体に占める得点割合も多くはありません
から、ここを深く学習することは、得点効率はよくありません。

(3) 本試験合格のため学習の中心に据えるべき科目は？

- ① 配点が高い科目を得点源に
→ 行政法、民法
- ② 学習分量が少なく短時間で得点源に
→ 憲法、情報通信・個人情報保護
- ③ 難易度が易しく短時間で得点に
→ 憲法

3. 効果的な学習方法

(1) 学習方法

⇒ **インプット、アウトプットを同時並行で繰り返す。**

基本的な法律知識をインプットし、知識の定着、知識の正確性を高めるためにアウトプット（実際の問題を解くこと）の練習をし、これを繰り返します。

(2) 効果的な問題演習法（アウトプット・五肢択一式編）

行政書士試験に必要な知識をインプットした後は、過去問をベースとして、問題を数多く解いて、アウトプットの訓練を行う必要があります。

ただし、問題を解いても、「正解だった」「不正解だった」で終わるのではなく、問題を十分に分析・検討しておくことで、本試験でも使える正確な知識を定着させることができます。

① 曖昧な知識をどれだけ増やしても本試験では使えない。。

では、本試験でも使える正確な知識とはどのような知識なのでしょう。全く知らない知識ではないけれど、

「なんとなく、聞いたことがある。」「『多分』、正しいと『思う』。」

という知識は、実はいくらあっても本試験では使い物になりません。本試験では、各選択肢の正確な正誤判断が求められますので、このレベルの知識では正誤判断ができないからです。

なんとなく「○」にしたり「×」にしたり。結局、各選択肢を正誤判断できる確率は50%です。この確率は知識がない場合と同じです。

問題を解いて、明確に「正しい!」「誤り!」と判断できる知識が、本試験でも使える正確な知識ということになります。

② 出題された問題の半分の選択肢を完全に正誤判断できればよい。

では、行政書士試験で6割以上の得点をするには、行政書士試験問題のうち何割の選択肢を完全に「正しい!」「誤り!」と判断できるような知識があればよいかというと。。。

↓

5割あればOKです。

↓名づけて

「5割完璧知識行政書士試験合格法」です!!

③ 5割完璧知識行政書士試験合格法とは？

5割の正確な知識で五肢択一式54問（216点）中、何問正解できるでしょうか。例えば、「次の記述のうち正しいものを選び。」という問題で、正解が3、半分の肢（2～3肢）は正確に○×をつけることができるとしましょう。完璧に正誤判断できない肢は△とします。

（パターン1）

3つの肢の正誤判断ができ、
その中に正解肢があるパターン。

1. ×
2. ×
3. ○
4. △
5. △

→正答率100%

試験問題の半数27問はこのパターンで正解できます。

（パターン2）

2つの肢の正誤判断ができ、
その中に正解肢があるパターン。

1. △
2. ×
3. ○
4. △
5. △

→正答率100%

（パターン3）

3つの肢の正誤判断ができ、
その中に正解肢がないパターン。

1. ×
2. ×
3. △
4. △
5. ×

→正答率50%

残りの27問中、13～14問は2択（パターン3）になり、その半分の7問正解できます。残りの27問中、13～14問は3択（パターン4）になり、その3割の4問正解できます。

（パターン4）

2つの肢の正誤判断ができ、
その中に正解肢がないパターン。

1. ×
2. ×
3. △
4. △
5. △

→正答率33.3%

したがって、5割の完璧な知識で、五肢択一式54問中38問（216点中152点）、択一式の約7割正解できるわけです。

※ あとは、記述式・多肢選択式84点中28点（約3割）の得点できれば180点クリアです！

※ もちろん、個数問題や組合せ問題もあり、必ずこの確率になるとは限りませんが。

④ **正誤判断を正確にできる知識を獲得するための問題演習法**

では、このような知識を獲得するために、どのような方法でアウトプットをおこなっていけばよいのでしょうか。

問題を解いてみて、正誤判断の根拠となる条文や判例を説明できる肢には○や×をつけますが、正誤判断できなかった肢、正誤判断に時間がかかった肢には△をつけていきます。

【問題1】誤っているものを選び。

- | | |
|----------------------------|-----|
| 1. → 見たことはあるけど、正誤判断がつかない | → △ |
| 2. → なんとなく正しいと思うけど根拠がわからない | → △ |
| 3. → 1分間考えて誤りと判断 | → △ |
| 4. → 正しいと判断。根拠判例も言える | → ○ |
| 5. → 誤りと判断。根拠条文も言える | → × |

正解は5で、問題には正解ですが、これで終わってはいけません。この問題で正確な知識は二つだけ、40%だからです。

肢4、肢5は分かっているので、軽く確認すればオーケー。

肢1、肢2、は答え合わせのときに、根拠条文、判例を見直し。条文のどこが誤りに変更されているのか、正しいあるいは誤りと判断するポイントはどこかをチェック。特に過去問は出題履歴を条文集にチェックして、正誤判断のポイントには誤りの肢を書き込んでいくとよいでしょう。

肢3は、なぜ正誤判断に時間がかかってしまったのかを自己分析。知識が曖昧なところを条文・判例でチェックします。

問題には正解したとしても、△の選択肢は知識が曖昧ですから、その肢に関わる条文知識、判例知識は一つ一つ丁寧に確認して、記憶させます。

それを何度も何度も繰り返し行うことで、△の数は減っていき、すべて○×を正確につけることができる知識、本試験でも使える知識が増えていくわけです。

↓

行政書士試験合格のために絶対に必要なのが、

「△の知識を、○×の知識にすること」

なのです。